

開示項目一覧

連結情報 『銀行法施行規則』 第34条の26第1項	
	ふくおかフィナンシャルグループ
〔銀行持株会社の概況および組織に関する事項〕	
1. 資本金および発行済株式の総数	51
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	51
各株主の持株数	51
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	51
〔銀行持株会社およびその子会社等の主要な業務に関する事項〕	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	4,36
2. 直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	37
(2) 経常利益または経常損失	37
(3) 中間純利益若しくは中間純損失または当期純利益若しくは当期純損失	37
(4) 純資産額	37
(5) 総資産額	37
(6) 連結自己資本比率	37
〔銀行持株会社およびその子会社等の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項〕	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書	38～43
2. 貸出金のうちに掲げるものの額およびその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	50
(2) 延滞債権に該当する貸出金	50
(3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	50
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	50
3. 自己資本の充実の状況	56～64
4. 銀行持株会社およびその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額（以下この号において「経常収益等」という）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）	50
5. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	38

単体情報 『銀行法施行規則』 第19条の2第1項			
	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
〔銀行の概況および組織に関する事項〕			
1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項			
氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	78	131	178
各株主の持株数	78	131	178
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	78	131	178
〔銀行の主要な業務の内容〕（信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む）			
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	5,69	6	7
2. 直近の3中間事業年度および2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑨～⑮までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る）			
①経常収益	79	132	179
②経常利益または経常損失	79	132	179
③中間純利益若しくは中間純損失または当期純利益若しくは当期純損失	79	132	179
④資本金および発行済株式の総数	79	132	179
⑤純資産額	79	132	179
⑥総資産額	79	132	179
⑦預金残高	79	132	179
⑧貸出金残高	79	132	179
⑨有価証券残高	79	132	179
⑩単体自己資本比率	79	132	179
⑪従業員数	79	132	179
⑫信託報酬	79,85,92		
⑬信託勘定貸出金残高	79,92		
⑭信託勘定有価証券残高	79,92		
⑮信託財産額	79,92		
3. 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標			
(1) 主要な業務の状況を示す指標			
業務粗利益および業務粗利益率	85	138	184
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支およびその他業務収支	85	138	184
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや	86,87	139	185,186
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息および支払利息の増減	87	140	186
総資産経常利益率および資本経常利益率	87	140	186
総資産中間純利益率および資本中間純利益率	87	140	186
(2) 預金に関する指標			
国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	88	141	187
固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	88	141	187
(3) 貸出金等に関する指標			
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	89	142	188
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	89	142	188
担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証および信用の区分）の貸出金残高および支払承諾見返額	89	142	188
使途別（設備資金および運転資金の区分）の貸出金残高	89	142	188

開示項目一覧

	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	90	143	189
中小企業等に対する貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	90	143	189
特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	90	143	189
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の中間期末値および期中平均値	90	143	189
(4) 有価証券に関する指標			
商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分）の平均残高	—	144	190
有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分）の残存期間別の残高	91	144	190
国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分）の平均残高	91	144	190
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の中間期末値および期中平均値	91	144	190
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る）			
1.金融機関の信託業務の兼営等に関する信託財産残高表	92		
2.金銭信託、年金信託、財産形成給付信託および貸付信託（以下「金銭信託等」という）受託残高	92		
3.信託期間別の金銭信託および貸付信託の元本残高	92		
4.金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの運用残高	92		
5.金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債および株式その他の証券の区分をいう）の残高	92		
〔銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項〕			
1.中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書	80～84	133～137	180～183
2.貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	93	145	191
(2) 延滞債権に該当する貸出金	93	145	191
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	93	145	191
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	93	145	191
3.自己資本の充実の状況	97,108～118	149,158～165	195,204～211
4.次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益			
有価証券	94	146	192
金銭の信託	94	146	192
デリバティブ取引	94,95	147	192,193
5.貸倒引当金の中間期末残高および期中の増減額	93	145	191
6.貸出金償却の額	93	145	191
7.銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	80	133	180

連結情報 『銀行法施行規則』第19条の3

	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
〔銀行およびその子会社等の主要な業務に関する事項〕			
1.直近の中間事業年度における事業の概況	69	122	169
2.直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項			
(1) 経常収益	70	123	170
(2) 経常利益または経常損失	70	123	170
(3) 中間（当期）純利益若しくは中間（当期）純損失	70	123	170
(4) 純資産額	70	123	170
(5) 総資産額	70	123	170
(6) 連結自己資本比率	70	123	170
〔銀行およびその子会社等の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項〕			
1.中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書	71～76	124～129	171～176
2.貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	77	130	177
(2) 延滞債権に該当する貸出金	77	130	177
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	77	130	177
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	77	130	177
3.自己資本の充実の状況	97～107	149～157	195～203
4.銀行およびその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額（以下この号において「経常収益等」という）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）	77	130	177
5.銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	71	124	171

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権	93,96	145,148	191,194
2.危険債権	93,96	145,148	191,194
3.要管理債権	93,96	145,148	191,194
4.正常債権	93,96	145,148	191,194